

N.W.シーニアの経済学方法論と 1834 年報告書

藤村哲史（北海道大学・院）

1. はじめに

シーニアは、1827年に『経済学入門講義』を執筆することによって、イギリスの主要な経済学者としてはじめて体系的な方法論を述べた人物であり、経済理論の公理的基礎を明らかにしようとする最初の試みを行った人物として知られている(Schumpeter 1954, 575/訳 368)。その方法論は、ハチスン(2000)が「ウルトラ演繹主義」者シーニアと評するように、自明で明確な少数の前提から推論するというものであった。また、シーニアは1825-1830年にオックスフォード大学の初代ドラモンド講座経済学教授に選任されるなど当時を代表する経済学者の一人であった。そして、救貧法調査王立委員会(1832-1834)、工場法委員会(1837)、大衆教育に関する委員会(1857)など多くの委員会活動に携わり、それらの報告書を執筆するなど、政策活動にも積極的に参加していた。とりわけ、本稿で取り上げる1834年報告書は、救貧法調査王立委員会での活動を基にシーニアを中心としてチャドウィックとともに作成された報告書であった。

また、これまで経済学方法論に関する先行研究の中において、1834年報告書を執筆する際、シーニアが述べることと、実際に行ったことの間に矛盾があるということが通説とされてきた¹。シーニアは、「経済学者が取り扱う主題は、幸福ではなく富である。その前提は、観察または意識の結果である少数の命題から構成される」(Senior 1836, 2/訳 4-5)と理論の導出過程として演繹法について述べておきながら、1834年報告書を執筆する際には、イギリス全土で救貧法の実態調査を行っていた。そして、その調査で収集した事実を基に1834年報告書を作成していたことから、彼の経済学方法論と実践において矛盾があったとされている。すなわち、理論の導出課程として演繹法を主張しておきながら、実際には帰納法のようなやり方を用いて報告書を執筆していたとされているのである。このようなシーニアの態度に対して、オブライエン(1975)は、「事実、我々はシーニアが実際に『した』ことを見ると、我々は彼の著作が、実際のところ、まったく演繹的ではなかったということを知るのである」。よって、「非演繹的原理がもっぱらみられる」アートの分野でこそ「シーニアは広範な仕事をした」と評価している(O'Brien 1975, 71; 只腰 2010, 27)。

そこで、本稿では、シーニアの経済学方法論および救貧法に関する文献を中心に、「目的」と「手段」の関係に注目して、救貧法改革案である1834年報告書の中でシーニアの経済学方法論と実践の間に矛盾があったのかどうかを考察する²。

2. シーニアの科学とアート

シーニアにとって経済学とは富に関する科学である。そして、富に関する科学であると定義した場合、これを富の性質、生産、分配を説明する理論的部門(theoretic branch)と富

に対して最も好ましい制度は何かを考察する実践的部門(**practical branch**)とに分けて考察する。このとき、実践的部門は、富に対して最適な制度を考察する部門であるが、そこには特定の気候や土壌、季節に関する諸事情、また人々の情熱や食欲などといったことも考慮しなければならない(**Senior 1827, 10**)。そして、これら現実の諸事情を列挙することは困難であり、また実践的部門の結論は、これら現実の諸事情を考慮しなければならないため、その結論は不確実で不正確なものになってしまうのである。しかし、理論的部門の結論は真であるため、実践的部門の結論が理論的部門の結論に基づいているのであるならば、その結論は理論的部門と同等の確実性と普遍性を持つのである(**Senior 1827, 11**)。後に、1836年の『経済科学要綱』では、理論的部門・実践的部門という考え方ではなく、理論的部門のみが科学であり、実践的部門は、非経済的な事情をも考慮しなければならないことから、「統治のアート(**art of government**)」に含まれるようになる。

また、シーニアは、これまで経済学の考察範囲にさまざまな諸事情を包含していたことから、経済学と政治の混同が生じたと考えていた。そこでシーニアは経済学の考察範囲を富に限定したように、経済学者と政治家の役割についても明確に区別するよう述べている。すなわち、政治家が目指すべきものは国民の福祉であるのに対し、経済学者は、たとえ自身が国民の幸福について考えていた場合でさえ、そのようなことを述べる必要はないのである。経済学者の役割は、富に関する理論の叙述であり、この理論を政策に採用するか否かは政治家の役割なのである。このように、シーニアにとって経済学は、統治のアートの補助科学の一つであり、「目的」を目指す統治のアートに対して、富に関する「手段」を提案することがその役割であった。同様に、経済学者の役割は、人間の福祉を目指す政治家の「目的」に対して、富に関する「手段」を提案することであった。そして、この「手段」は、事実の収集から、正しく推論することは困難であるため、ごく少数の命題から演繹されることにより導出される。また、演繹により導かれた理論的結論は真であるため、もし政策を実施する際、その政策の結論が理論的結論に基づいているのであれば、その政策の結論は理論的結論と同等の確実性・普遍性を持つのである。すなわち、救貧法改革を行う場合、経済学者は、政治家の目的である貧困の解消に対して、経済学の理論に基づく手段を推薦ではなく、提案しなければならないと考えていた。そして、この具体的な提案として1834年報告書が執筆されたのである。

3. 1832年救貧法調査王立委員会の設置とその目的

委員会設置の直接的原因として挙げられたのは1830年にイングランド南部および東部で起こった農民暴動(スウィング暴動)であった。この暴動の原因として考えられたのは、ナポレオン戦争後の不況および1820年代以降の脱穀機の普及による農業労働者の失業であった。さらに、農業労働者に対する低賃金問題、それら失業や低賃金に伴う救貧税の増大、また、貧民の増加による都市や農村部での衛生状態の悪化に伴うコレラの流行などもあった。そして、この暴動が起こった地域がスピーナムランド制による賃金補助手当の普及率

の高い地域であり、救貧法行政が混乱していた地域とみなされていたため、暴動の原因の一つとして救貧法の濫用があると考えられていた。したがって、当時の政府は救貧法への対策を迫られていたのである。

救貧法調査王立委員会では、7名の中央委員が26名の補佐委員を全国に派遣し、貧民救済に関する法律の実態を調査し、いかなる変更・修正・改善が有効であるか、それはどのようにして実行可能であるかを調査することを目的としていた。そして、中央委員（主にシーニア）が補佐委員から送られてくる報告書に基づいて、1834年報告書を作成する方式であった。

4. シーニアの救貧法観

シーニアは経済学者の立場で救貧法調査王立委員会に参加していたが、救貧法は経済学の点からみても問題があった。経済学が依拠している基本命題の一つに、人口原理に関する基本命題、すなわち、「世界の人口、言い換えれば、世界に居住する人数は、道徳的または肉体的害悪か、あるいは各階級の住民が各自の習慣上要求する種類の富の不足を懸念することによってのみ、制限されること」(Senior 1836, 2/訳 56)がある。そして、救貧法による貸金補助制度はこの命題を阻害するものであった。なぜなら、この貸金補助制度を通じて無思慮な結婚が促進され、人口増加につながっていると考えられていたからである(Senior 1831, vi)。さらに、人々が貧困になる理由として、「文明社会の中でもっとも貧しい人々は、もっとも節度の無い行いをした結果である」(Senior 1827, 15)とし、道徳心の欠如が貧困につながることを示唆していた。そこでシーニアは、富の追求が道徳心の向上につながると考えた。

シーニアの考える道徳心とは主に、勤勉・先見・慈愛心のことであり、政府が政策を行う際にはこの勤勉・先見・慈愛心を阻害しないようにすべきであると考えていた。以上より、救貧法は人々の道徳心を阻害してきたことから改める必要があった。

上述したように、シーニアにとって、経済学者は政治家の「目的」に対して「手段」を提案することがその役割であった。そこで、救貧法政策における政府の役割を、「貧困者を減らすべきである」(目的1)とした場合、「道徳心の向上は貧困者を減らすための手段である」(手段1)という「目的-手段」関係が導かれる。このとき、手段1の根拠として「道徳心の欠如が貧困の原因である」(分析1)という経済学に基づく分析があった。そして、この結論として、「ゆえに、道徳心を向上させるべきである」(結論1)と導くことができる。すなわち、政治家は、貧困者を減らすことを目的とする政策を実行するのであれば、経済学者が叙述する命題である手段1をその手段として用いても良いのであり、道徳心を阻害しないような政策を行うべきなのである。

しかし、「ゆえに、道徳心を向上させるべきである」という結論1は同時に、「道徳心を向上させるべきである」(目的2)という新たな目的を生み出す。その結果、政治家はこの目的2を達成するために、どのような手段があるのかを考える必要があった。そのために

も、政府は 1832 年の救貧法調査王立委員会において、シーニアら有識者にその「目的」に対する「手段」の提案を求めているのである。

5. 1834 年報告書および新救貧法の成立

1834 年報告書の前半部分では救貧法の歴史を踏まえて、既存の救貧法がどのように濫用されているのか、またその原因はなにかについて、テーマごとに詳細な分析を行っている。そこでは特に、「乱用(abuse)の大いなる源は、労働能力者(able-bodied)に対してワークハウス外救済を与えることである」(1834report, 82)とあるように、農業労働者たちがワークハウス外救済として、賃金補助制度、ラウンズマン制度などを利用して労賃コストの節約・転嫁をはかっている事情が述べられていた。シーニアは 1831 年に『賃金に関する三講義』の中で、「奴隷と自由労働者」に関して述べていたが、この報告書においても同様に、賃金補助制度により、労働者は奴隷になり下がり、雇用主はこの制度を悪用することにより、労働市場の作用がゆがめられていると述べている。そこでは、まず「奴隷と自由労働者」の理論について説明した後、この理論に照らし合わせて調査報告を行っていた(1834report, 132-138)。

一方、後半部分の「対策」については、「熟考された対策、ただし推薦ではない(legislative measures considered but not recommended)」というタイトルの下、経済学者シーニアとしての、「目的」に対する「手段」の提案が述べられている。また、具体的な諸対策としては、「劣等処遇の原則(the Principle of Less Eligibility)」と「処遇の一律性(the Principle of National Uniformity)」が特に挙げられる。

6. 奴隷と自由労働者

シーニアは救貧法調査王立委員会に一経済学者として参加し、そこで政府から求められていた貧困の実態調査および改善策の提案を行った。その際、上述したように、政府の「道徳心を向上させるべきである」(目的 2) という目的に対して、どういった手段を提案するのかがシーニアの課題であった。そして、1834 年報告書の中で具体的な手段として、劣等処遇の原則や処遇の一律性などを提案したのであった。ここで改めてシーニアの「目的 - 手段」関係をまとめると、「貧困者を減らすべきである」(目的 1) に対する手段として、「道徳心の欠如が貧困の原因である」(分析 1) に基づき、「道徳心の向上は貧困者を減らすための手段である」(手段 1) があつた。そして、その結論として、「ゆえに、道徳心を向上させるべきである」(結論 1) を導き出すことができた。この時の結論 1 は同時に「道徳心を向上させるべきである」(目的 2) になり、それに対する手段の一つとして、「劣等処遇を行うことは道徳心を向上させる手段である」(手段 2) があつた。そして、この「目的 2 - 手段 2」の関係から、「ゆえに、劣等処遇を行うべきである」(結論 2) という結論が導かれる。劣等処遇の原則は、受給貧民は独立労働者よりも低い生活水準で救済されるべきであるという原則であるが、それを行うことにより、受給貧民の独立心が向上し、道徳心の向上につな

がるのである。また、手段 1 が提案される根拠として、勤勉・先見・慈愛心といった「道徳心の欠如が貧困の原因である」（分析 1）という経済的な分析があったが、同様に手段 2 が提案された根拠としても経済的な分析があった。それは『賃金率に関する三講義』の中で述べられている「奴隷と自由労働者」に関する説明である。

奴隷は生存を保障されているため、勤勉や節儉といった道徳心によって自身の状態を改善する必要はないが、自由労働者は、自身の生存が保障されていないため、道徳心による自己努力を強制されているのである。しかし、南部イングランドで行われているように、救貧法は、労働者を生存を保障された自由労働者にしてしまった。すなわち、労働者は強制からは自由であるが、奴隷と同様に生存を保障されているのである。資本家と労働者の間の関係が自然な状態の下では、支払われるべき賃金の額となされるべき労働の量とが自由な交渉により行われ、それに基づき賃金が支払われていた。しかし、賃金補助制度により、資本家と労働者間での契約を止め、労働者が自身のサービスの価値にではなく、自身の必要にしたがって支払われると、彼は自由労働者であることをやめるのである。労働者は怠惰、先見のなさ、強欲、そして浪費癖を身につけるが、奴隷の従順さは身につけないのである(Senior 1831, ix-x)。

ここで述べられた「奴隷と自由労働者」は、経済学の基本命題 1 および賃金補助制度を基に演繹して導かれる結論であった。まず、経済学の基本命題 1 は、「誰でも皆、できるだけ少ない犠牲で追加的富を得ようとする」合理的経済人についての定義を行っている。上述したように、奴隷とは、自身の生存が保障されているので怠惰である。一方、自由労働者は、生存が保障されていないため、勤勉に働かなければならない。しかし、賃金補助制度のように、労働とその報酬が対応しない制度の下では、人間が自己の利益を合理的に追求した結果、怠惰になる。このように、基本命題 1 および賃金補助制度を推論して導かれる結論が「奴隷と自由労働者」である。

したがって、1834 年報告書は、前半部分の分析において、「奴隷と自由労働者」という経済分析に基づいて、収集した事実を解釈するとともに、後半部分の対策において「劣等処遇の原則」を提案したのである。

以上より、「道徳心を向上させるべきである」（目的 2）という目的に対して、「劣等処遇を行うことは道徳心を向上させる手段である」（手段 2）が提案された。そして、この手段 2 の根拠として、自由労働者は勤勉と慎重さによって自己の状態を改善することができるという「奴隷と自由労働者」（分析 2）に関する経済的な分析があったのである。

7. おわりに

シーニアは、これまで曖昧に混同されてきた理論（科学）と実践（アート）を分離することで、経済学者と政治家の役割を明確にした。すなわち、経済学者の役割とは、理論の叙述であり、政治家の「目的」に対して、「手段」を提示することであった。そして、1834 年報告書は、シーニアの「目的」と「手段」関係に基づいて作成されており、その「手段」

の根拠として演繹法により導かれた経済理論に基づく「分析」があった。1834年報告書で行われていたことは、「奴隷と自由労働者」という経済分析（演繹的推論）に照らして事実を解釈し、その分析に基づいて手段である「劣等処遇の原則」が提案されていたのである。したがって、1834年報告書は、シーニアの経済学方法論に基づいて作成された報告書であったことから、救貧法改革に関して、シーニアの経済学方法論と実践は矛盾していなかったのである。

参考文献（*他の参考文献については当日配布予定）

House of Commons. [1834]1974. *Reports from Commissioners. The Poor Law Report of 1834*, edited by S. G. and E. O. A. Checkland, Pelican Classics. (1834report と略記)

Hutchison, T. W. 2000. *On the Methodology of Economics and the Formalist Revolution*, Cheltenham: Edward Elgar.

O'Brien, D. P. 1975. *The Classical Economists*, Oxford University Press.

Schumpeter, J. A. 1954. *History of Economic Analysis*, New York: Oxford University Press. 東畑精一・福岡正夫訳『経済分析の歴史（中）』全3冊 岩波書店, 2006.

Senior, N. W. CW, *Collected Works of Nassau William Senior*, 6 vols., edited and introduced by D. Rutherford, Bristol: Thoemmes Press, 1998.

—1827. *An Introductory Lecture on Political Economy*, in Senior CW1.

—1829. *Two Lectures on Population, to which is added, a correspondence between the author and the Rev. T. R. Malthus*, in Senior CW3.

—1831. *Three Lectures on the Rate of Wages*, in Senior CW5.

—1832. *A Letter to Lord Howick on the Legal Provision for the Irish Poor*, in Senior CW4.

—1836. *An Outline of the Science of Political Economy*, in Senior CW1. 高橋誠一郎・濱田恒一訳『シニニア経済学』 岩波書店, 1929.

高橋誠一郎・濱田恒一. 1929. 『シニニア経済学』岩波書店.

只腰親和. 2010. 「ウェイトリ経済学と演繹法」, 只腰・佐々木 2010, 26-58.

只腰親和・佐々木憲介編著. 2010. 『イギリス経済学における方法論の展開—演繹法と帰納法—』昭和堂.

¹ 高橋・濱田によれば、「1834年の救貧法改正に際しては、彼は驚くばかり多数の事実を調査し、この事実に基づいてその仕事を為した。この彼は、『経済学の基本たる事実は数語の裡に述べ得べし』といへる彼と別人の観がある。純理とその適用との間に於ける明確なる区別を、我等はここに見出すものである。」（高橋・濱田 1929, 97）と述べており、シーニアの経済学方法論と実践に矛盾を感じていた。

² 新救貧法は、ベンサム主義者チャドウィックを介して、「劣等処遇の原則」や「処遇の一律性」といったベンサムの思想が反映した政策であったとも見なされている。しかし、本稿では、経済学方法論に考察対象を置いているため、シーニアがどの程度ベンサム主義者であったのか、また、チャドウィックを介したベンサムの影響などについては考察の対象外とする。